

お一人暮らし・お子様のいないご夫婦の方に

葬儀費用・相続に 備えて遺言を 作成しませんか？



遺産分割協議が 不要に

遺言を作成すると、面倒な遺産分割協議が不要になります。相続人に認知症や行方不明の方・海外在住者がいたり、相続人が不仲でも、相続手続きで困りません。

専門家に相続手続き をお任せ

税理士・不動産会社との連携で相続税・不動産売却まで、財産管理のプロフェッショナルである司法書士が一括して相続手続きを代行に行います。

葬儀・納骨の準備 も可能

葬儀費用、納骨費用を相続財産から支払いができるようにすることで、ご親族に経済的負担がかかりません。親族に代わって葬儀執行・納骨のお引き受けまで可能です。



東京法務司法書士事務所が
全力でサポートします。



お客様のお気持ちに寄り添い、終活をサポートいたします。

このような心配をされている方におすすめです。

- ✓ 死後に親族に迷惑をかけたくない。
- ✓ 相続人同士が不仲または疎遠。
- ✓ 相続人の数が多い。
- ✓ 相続してほしい相続人がいる。
- ✓ 延命措置をしたくない。
- ✓ 任意後見・成年後見の相談をしたい。

ご当
相て
談は
くは
だま
さいる
方
は

初回30分無料相談

- 電話・オンライン相談可
 - 出張相談可
 - ※ ご紹介の場合出張料無料
- お電話またはLINEの予約からお問い合わせください。



東京法務司法書士事務所



03-6338-3800

東京都千代田区神田神保町3-11-1F-7号室

<https://tsj-legal.com/>



LINE登録は
こちらから